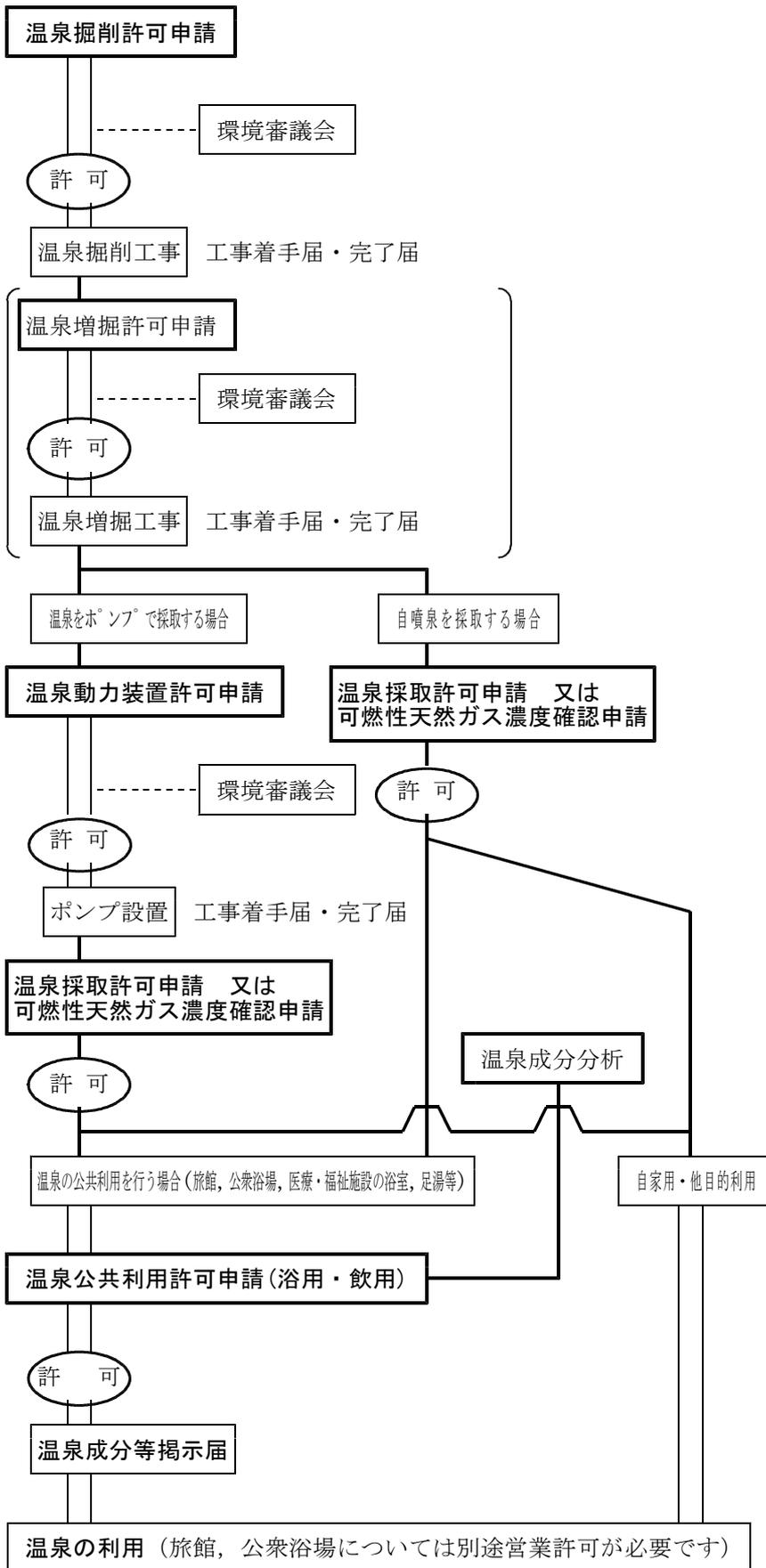


温泉関係手続の流れ



【提出先】	【手数料】	【備考】
保健所	133,000円 (温泉掘削許可申請)	農地の場合は農地法、自然公園内の場合は自然公園法の許可が必要です。 審議会は年4回開催 (概ね 6月, 9月 12月, 2月)
保健所	123,000円 (温泉増掘許可申請)	
保健所	115,000円 (温泉動力装置許可申請)	揚湯試験ができる状態で申請してください。 段階揚湯試験結果を準備してください。
保健所	36,000円 (温泉採取許可申請)	メタン濃度の測定結果基準値を超過した場合「温泉採取許可申請」が、基準値以下の場合「可燃性天然ガス濃度確認申請」が必要です
保健所	7,400円 (可燃性天然ガス濃度確認申請)	
		温泉成分分析を行うことができる登録分析機関 (公社)鹿児島県薬剤師会 (一財)鹿児島県環境技術協会 (株)鹿児島環境測定分析センター (株)東洋環境分析センター (株)静環検査センター九州支店
保健所	36,000円 (温泉公共利用許可申請)	10年ごとに温泉成分の再分析が必要です。 飲用利用においては、毎年、水質検査の実施が義務づけられています。